

重点(5) 生徒指導の充実

※R7「下北の教育」(案)

一人一人の**こどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばす**ことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- ・各校の実態に基づき、生徒指導の方針を明確にする。
- ・生徒指導主任（主事）等を中心とし、チーム学校による組織的・計画的な対応を推進する。
- ・生徒指導に関する具体的な取組について、定期的に評価・改善を行う。
- ・研修会等で得られた知識や情報を共有し、**教職員同士が学び合う文化・風土が根付くよう、校内研修の一層の工夫と充実を図る。**

2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

- ・**発達支持的生徒指導の考え方を生かし、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行う。**
- ・主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を児童生徒に実感させるために、**生徒指導の実践上の視点に留意した学年・学級経営に努める。**

※生徒指導の実践上の視点・・・①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成
③自己決定の場の提供 ④安心・安全な風土の醸成

3 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

- ・児童生徒との日常的な触れ合いを基盤にし、信頼関係を深める。
- ・日頃のきめ細かい観察と学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野及び調査データ等による客観的視点からの児童生徒理解に努める。
- ★**学校内外の連携に基づく包括的な支援体制を構築し、児童生徒の個性・多様性・複雑性に対応した教育相談を充実させる。**

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的、自治的な取組を推進する。
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの定義や「学校いじめ対策組織」の存在等について、教職員や児童生徒、保護者の共通理解を促す。
- ・ハートフルリーダー等を中心とした「学校いじめ対策組織」において、いじめの積極的な認知と適切な対応を推進する。
- ・未然防止の視点に立ち、いじめの問題（疑いやいじめに該当しないと判断された事案含む）に関する情報を収集・整理・記録し共有する。
- ・いじめ解消の二条件を満たしているかどうかを確認し、日常的な見守りを継続する。

※いじめ解消の二条件

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。）

5 不登校の未然防止及び児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

- ・不登校の未然防止に向け、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」を推進する。
- ・**児童生徒の実態、気持ちを理解し、思いに寄り添い、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行う。**
- ・**児童生徒の学習状況に応じて、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導を行う。**
- ・不登校児童生徒や保護者に対して、学校、家庭、S C、S S W、関係機関等の役割を明確にし、**個に応じた多様な社会的自立に向け、計画的な支援を推進する。**
- ・**児童生徒理解・支援シート等を活用し、児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法を共有するなど、校種を越えた切れ目のない支援の実現を図る。**

※S C・・・スクールカウンセラー、S S W・・・スクールソーシャルワーカー